

委 託 契 約 書

公益財団法人とちぎ男女共同参画財団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、自動販売機の設置及び管理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、自動販売機の設置運営管理を乙に委託し、乙は「自動販売機の設置及び管理業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」にしたがって受託するものとする。

（委託期間）

第2条 契約期間は、令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までとする。ただし、各会計年度は、次のとおりとする。

令和6(2024)年度（令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日）

令和7(2025)年度（令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日）

令和8(2026)年度（令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日）

令和9(2027)年度（令和9(2027)年4月1日～令和10(2028)年3月31日）

令和10(2028)年度（令和10(2028)年4月1日～令和11(2029)年3月31日）

（委託料）

第3条 乙は甲に、年額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を委託料として支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約書に定めるもののほか、仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を行うものとする。

（委託業務の実施場所）

第6条 委託業務の実施場所は次の場所とする。

| 財産名 | 所在地 | 設置箇所 | 設置面積 |
|-----------------------|------------|------|----------------|
| とちぎ男女共同参画センター (南館) | 宇都宮市野沢町4-1 | | m ² |
| | | | m ² |

（業務遂行上の責任者）

第7条 乙は、業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（指示及び監督）

第8条 乙は、業務の履行に当たり、甲の総括責任者と協議の上、業務を遂行するものとする。

（業務処理状況の報告）

第9条 乙は、年度ごとに販売本数等の実績報告書（別紙様式1）を作成し、年度終了後1ヶ月以内に甲に提出するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、第3条に定める委託料を年度ごとに、甲が年度当初に発行する請求書により指定さ

れた金融機関に納付するものとする。

- 2 乙は、甲が提出する正当な請求書を受理した日から 30 日以内に代金を甲に支払うものとする。
(支払遅延に対する遅延利息)

第 11 条 乙の責めに帰すべき事由により前条第 2 項の支払期限までに委託料を甲に支払わない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、委託料に対し、年 2.5 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

第 12 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(一般的損害)

第 13 条 委託業務の実施中に生じた損害は、甲の負担とする。ただし、その損害が乙の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行不能の場合の処理)

第 14 条 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、乙は、当該部分についての契約金の支払いを免れるものとする。

(メーターの設置並びに電気料及びその支払)

第 15 条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）を甲の指示するところにより設置することとする。

- 2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、栃木県が定めた光熱水費等算定基準を準用して電気料を計算するものとする。
- 3 乙は、前項の電気料を甲に納付する。

(費用負担)

第 16 条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第 23 条第 3 項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

- 2 前条第 1 項に定めるメーターの設置及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保等)

第 17 条 乙は、この契約締結後、委託物件に瑕疵のあることを発見しても、甲に対し委託料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

- 2 乙は委託物件がその責に帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損した部分につき、甲の認める金額の委託料の減免を請求することができる。

(秘密の保持)

第 18 条 甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、甲が所有するデータ及び資料（以下「データ等」という。）を甲の許可なく複写し、又は

複製してはならない。

3 乙は、データ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、本契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の調査等)

第20条 乙は、乙の技術者について、当該委託業務に就業するまでに甲が必要とする資料等を提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の実施状況につき、調査を行い、又は報告を求めることができる。

3 甲は、前項の調査又は報告により必要と認めたときは、委託事務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができる。

(事故報告)

第21条 乙は、この委託業務の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第22条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第23条 委託期間内においては、次に該当する場合を除き、甲乙共に本契約を解除することができないものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため自動販売機の設置箇所を必要とするとき。

2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 委託料その他の債務の支払いを納期限から2カ月以上怠ったとき。

(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。

(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(5) 甲の書面による承諾なく、乙が2カ月以上委託業務を履行しないとき

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 委託物件及び委託物件が所在する建物等の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為による契約の解除)

第24条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を甲に対して請求することができない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（賠償額の予定）

第25条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、同法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定

したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 26 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(変更の届出)

第 27 条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

(契約の費用)

第 28 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 29 条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(暴力団等排除に関する特約事項)

第 30 条 暴力団等排除に関する特約事項については、別記 2 「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(疑義等の決定)

第 31 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 (2 0 2 4) 年 月 日

甲 宇都宮市野沢町 4 - 1
公益財団法人とちぎ男女共同参画財団
理 事 長 矢 野 哲 也

乙 住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)